

4-1.「エコ通勤に関する具体的な取組み(要件③)」とは

エコ通勤優良事業所認証制度では、下記(1)もしくは(2)の取組みを実施していることが必要です。なお、取組みの実施を証明する添付書類も必要です。

(1)

エコ通勤の呼びかけをしている

- A-① パンフレットやメールの配布
- A-② 公共交通の情報を提供
- A-③ 研修会の実施
- A-④ その他 から1つ以上の実施



以下のいずれか1つ以上の実施

エコ通勤を促す
通勤制度の実施をしている

- B-① マイカー通勤の禁止
- B-② 相乗り制度の導入
- B-③ 時差出勤制度の導入
- B-④ 徒歩通勤者への補助制度の導入
- B-⑤ その他

自転車通勤の奨励をしている

- B-⑥ 自転車通勤者への補助制度導入
- B-⑦ 駐輪場の設置
- B-⑧ レンタサイクルの導入
- B-⑨ 更衣室やシャワールームの設置
- B-⑩ その他

駐車場の削減をしている

- B-⑪ 従業員用駐車場の有料化
- B-⑫ その他

通勤バスの導入をしている

- B-⑬ 自社所有のバスによる送迎
- B-⑭ バス事業者への運行委託
- B-⑮ その他

在宅勤務制度の導入をして
いる

- B-⑯ 在宅勤務制度の導入

その他

- ・インセンティブの導入
- ・自治体が実施するイベントへの参加
- ・クルマの効率的利用
- ・従業員個人への働きかけなど

(2) コミュニケーション・
アンケートを実施
している



コミュニケーション・アンケートの例
(記入済みのアンケート票、啓発資料、
集計結果・分析結果などを添付してください。)

認証取得

エコ通勤に関する具体的な取組みについて

国土交通省と公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団では、エコ通勤に取り組む際の「手引き」を作成しています。

エコ通勤の手引きは、「エコ通勤ポータルサイト」



(https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000073.html)

からダウンロードして入手することができます。

